

2015年10月よりマイナンバーが全国民に通知され、制度が始動。

- これを契機に、医療等分野においても、地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように関係府省一体となって、ICT化を強力に推進。
- マイナンバー制度施行から2020年までの5年間を集中取組期間と定め、以下の各項目について施策の実施スケジュールを具体的アクションとともに明確化し、年次の成長戦略の改訂に盛り込むことを目指す。

取組の概要

1. マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

▽医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進

2. 医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携（介護を含む）等の推進

（健康・医療戦略推進本部の下に設けた次世代医療ICT基盤協議会において達成状況等を随時点検する等PDCAによる不断の見直しを実施）
▽医療等分野でのデータの電子化・標準化を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用を促進／医療介護現場での情報連携を促進

3. 医療介護政策（医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等）へのデータの一層の活用

▽医療等分野における番号制度の導入等を契機として、医療介護データの政策活用を飛躍的に推進（保険者機能の強化、データベース分析を活用した医療介護の質の向上や医療介護費用の適正化、大規模医療情報の収集・分析等による創薬等の研究開発環境の整備等）

以下の点を盛り込んだ「医療等分野データ利活用プログラム（仮称）」を健康・医療戦略推進本部の下に設けた次世代医療ICT基盤協議会において策定【2015年度中】

- ・国等が保有するデータベースについて、患者データの長期追跡及び各データベース間の患者データ連携の実現に向けた工程表
- ・データを活用した医療の質の向上、研究開発の促進、地域における医療機能の分化・連携、医療介護費用の適正化等

4. 民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備

▽医療等分野の研究開発活動や医療・介護サービスと連携して健康管理・増進サービス等を提供するヘルスケア産業を活性化